

姫川有識者会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「姫川有識者会議」（以下「有識者会議」という。）と称す。

(目 的)

第2条 有識者会議は、「姫川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下「整備計画」という）の策定にあたり、河川法第16条の2 第3項に規定する趣旨に基づき、姫川に関して学識経験を有する者が意見を述べることを目的とする。

(設置・運営)

第3条 有識者会議は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置・運営する。なお、有識者会議は整備計画の策定をもって解散する。

(審議内容)

第4条 有識者会議で審議する内容は、整備計画の内容に関する事項とする。

(組織等)

第5条 有識者会議は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

2 有識者会議が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。

(座 長)

第6条 有識者会議には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会議を代表し、会務を統括する。

3 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第7条 有識者会議は座長が必要と認めるとき、これを召集する。

2 座長は議事の円滑な運営と進行を統括する。

3 有識者会議は委員の半数以上の出席をもって行う。

(情報公開)

第8条 有識者会議は公開を原則とし、その公開方法は有識者会議にて定める。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

(事務局)

第10条 有識者会議の事務局は国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所に置く。

(雑 則)

第11条 本規約に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

付則 (施行期日)

この規約は、平成21年 3月17日から施行する。

別 添

姫川有識者会議委員名簿

平成21年4月1日現在
(敬称略・五十音順)

| 氏 名 | 所 属 ・ 役 職 | 専 門 分 野 |
|----------------------------|---------------------|----------|
| い お か わ ゆう 五 百 川 裕 | 上越教育大学大学院学校教育研究科准教授 | 植物分類学 |
| さ と ふ か よ し ふ み 里 深 好 文 | 立命館大学理工学部教授 | 河川災害・砂防 |
| た か せ まもる 高 瀬 衛 | 糸魚川商工会議所会頭 | 観光・地域経済 |
| た け の うち こう 竹 之 内 耕 | 糸魚川市教育委員会博物館副参事 | 地質学 |
| つ ち だ た か お 土 田 孝 雄 | 越後いといがわ塩の道を歩く会会長 | 歴史文化 |
| な か む ら こう じ 中 村 幸 治 | (前)糸魚川市消防団糸魚川消防団長 | 防災・危機管理 |
| ほ ん ま よ し は る 本 間 義 治 | 新潟大学名誉教授 | 魚介類・底生動物 |
| み づ や ま た か ひ さ 水 山 高 久 | 京都大学大学院農学研究科教授 | 山地保全学 |
| も り い と し ひ ろ 森 井 俊 廣 | 新潟大学農学部教授 | 農業土木 |
| よ ね だ と お る 米 田 徹 | 糸魚川市長 | 地域社会 |
| わ た な べ い き む 渡 辺 勇 | 新潟日報社上越支社報道部長 | 報道 |